

政党政治家胎中楠右衛門と二つの憲政碑

——憲政功労者の慰霊と政党政治の再生への試み——

高橋 勝 浩

はじめに

およそ「碑」と呼ばれるものには、記念碑、忠魂碑、神道碑、慰霊碑、顕彰碑、歌碑、詩碑など、さまざまな種類がある。そもそも碑とは、①たていし、②たてぎ、③いしぶみ、④文体の名、以上四つの意味があるが、通常我々は③の「いしぶみ」を想起するだろう。そしてその「いしぶみ」とは「人の功徳を記して建てる石」、口「いましめや、規則などを書いてたてる石」⁽¹⁾であり、なお「記念のしるしに立てた石」または「先人の事跡、氏名などを刻んで立て据えた石。石板」⁽²⁾のことを示すともされる。

本稿で取り上げるのは、これらの多種多様な碑の中でも「憲政碑」という、ある意味特異な碑である。憲政碑は、神奈川県海老名市上今泉の国指定史蹟「秋葉山古墳群」第一号墳上と、東京都台東区西浅草の浄土真宗東本願寺派本

山東本願寺（旧浅草本願寺⁽³⁾）境内の二ヶ所に存在する。いずれも胎中楠右衛門⁽⁴⁾という昭和戦前期の政党政治家が発起人となつて、近代日本憲政史上の功労者慰霊を目的に建立されたものである。

この二つの憲政碑の存在については、これまで少なからず紹介されてきた⁽⁴⁾。しかしそれにもかかわらず、憲政碑とその建立の経緯については未だ十分に知られていないといいたい。そもそも胎中楠右衛門という人物自体、その前半生を描いた同郷土佐の小説家田中貢太郎の作品『朱鳥』（竹村書房、昭和九年）があるものの、これさえも自由民権運動史や自治体史などの研究者を除いては、ほとんど忘れ去られているといつてもよからう。胎中は海老名と浅草に二つの憲政碑を建立し、憲政功労者慰霊祭を営んだが、そこには一体如何なる意図が隠されていたのだろうか。

本稿ではこの二つの憲政碑の建立と、建立時に営まれた

憲政功労者慰霊祭の昭和戦前期政治上の意義を、その主宰者である胎中楠右衛門という政党政治家の動静を通じて明らかにしてみたい。なお本稿では記述の便宜上、当時の地名と名称にしたがって、海老名村憲政碑と浅草本願寺憲政碑という呼称を用いることとする。

一 胎中楠右衛門の経歴

胎中楠右衛門は明治九年（一八七六）九月二十日、高知県安芸郡安芸町に胎中弥平の二男として生まれた。明治二十三年春、青雲の志を抱いて単身上京、まもなく神奈川県愛甲郡厚木町（現厚木市）に居を定めた。この頃の高座・愛甲両郡には、加波山事件や大阪事件など自由党の激化事件に連座した者も多く、彼らは三多摩壮士と呼ばれていた。その中心的存在は石坂昌孝・森久保作蔵・村野常右衛門であり、彼らの名は後に海老名村憲政碑の碑文に刻まれることになる。同郷の板垣退助に心酔していた胎中は、当時、氣勢を上げる彼ら三多摩壮士の中に身を投じ、同二十五年一月神奈川県自由党へ入党したのであった。

翌月、神奈川県会の一部改選に自由党の永野茂が愛甲郡から立候補すると、胎中は壮士として初陣を飾った。時に胎中、十七歳。壮士としての彼の活躍は自由党代議士星亨の知るところとなり、やがて星の食客となった。その星が

駐米公使となると、明治二十九年六月、後を追って出国、一時はハワイで政治活動を行うが、まもなく米国太平洋沿岸に渡り、各地でさまざまな職業に従事しながら足かけ十二年間在留した。

大正七年（一九一八）九月、同じ星門下の先輩であった立憲政友会代議士横田千之助の勧めもあり、胎中は帰朝した。彼は政界の表舞台に立つ意志はなかったが、横田を星の後継者にしようと決意し、前田米蔵・森恪らと政友会に入党した。ついで村野常右衛門を大阪新報社・満州日日新聞社等の経営や選挙面で補佐した後、同十年十月、首相原敬の命でワシントン会議日本全権団に随って渡米、会議中はワシントン・ニューヨーク間を往来した。

大正十三年の第二次護憲運動では政友会の院外団として活動、同年五月の第十五回総選挙に推されて神奈川県第五区（高座・愛甲・津久井三郡）から護憲派として出馬したが、九票差で惜敗、続く同年夏の高知県第二区（安芸・香美二郡）の補欠選挙でも落選した。

田中義一内閣成立後、胎中は内閣嘱託として官邸にあって書記官長鳩山一郎を補佐していたが、昭和三年（一九二八）二月、有志の薦めで初の普通選挙である第十六回総選挙に神奈川県第三区（高座・愛甲・津久井・中・足柄上・足柄下六郡）から立候補、初当選を果たした。以後第十七回から第十九

回（昭和五年十一月）まで三期連続当選。

代議士となった胎中は、農林審議会議員、米穀統制調査会委員、政友会総務などを歴任、昭和四年にはベルリンにおける第十五回万国議院商事会議に参列している。彼は昭和初期の不景気打開、国民生活の安定向上には農漁山村民の生活の安定向上が先決問題とし、これを政治家としての「自己」生の天職⁽⁵⁾とした。その立場から同志議員らとともに農政会を結成し、機関紙『農政新報』を通じて農業政策を研究発表、昭和七年には米専売、負担軽減、負債整理、肥料統制、蚕糸政策に関する五法案を作成し、これを衆議院に提出した。また選挙地盤の相模川左岸用排水工事、真鶴町の水道敷設と漁港修築、蜜柑生産者の全国組合「大日本柑橋生産組合聯合会」による米加両国への蜜柑輸出権獲得にも尽力した。⁽⁶⁾

五・一五事件によって政党内閣が終焉を迎え、以後、政党の凋落が叫ばれると、昭和九年、議員有志らと国政一新会を結成、政党更正運動を展開した。しかし新体制運動の結果、政友会が解党し、横田千之助の衣鉢を継ぐ政治家と見込んで犬馬の労を厭わなかった前田米蔵が大政翼賛会議会局に入り、また昭和十六年一月に先輩代議士の望月圭介がこの世を去るや、胎中は政界を隠退し、翌年の翼賛選挙でこれを公にした。⁽⁷⁾

昭和二十二年三月二十二日東京都駒場の自宅にて死去。享年七十。法名は耕雲院義山大楠居士。墓所は東京都多磨霊園にあり、墓石の正面には彼の姓名が、また右側には後継者の自由民主党代議士安藤覺の手になる胎中の略歴が刻まれている。⁽⁸⁾

二 海老名村憲政碑の建立

さて、その胎中は大正期に別邸を神奈川県高座郡海老名村上今泉に求め、邸域内の瓢箪山を中心道場を開いて近郷青年のために供していた。その後代議士となった胎中は昭和八年、明治初年以來憲政発達のため一身を犠牲に供して物故した先輩同志の慰霊と顕彰のため、別邸内に憲政功勞者慰霊会を設立した。時に胎中、五十八歳。彼がこうした企図を抱くに至った重要な背景の一つに、前年の五・一五事件があったことは、おそらく間違いないだろう。彼の所属する政友会の総裁にして首相の犬養毅が海軍一士官の凶弾に倒れたこの事件によって、加藤高明以來連続した政党内閣は途絶え、以後、政党批判のみならず、その解消までもが叫ばれるようになったのである。

同じ年、胎中は三多摩及び神奈川県下の政客千二百名の慰霊と功績顕彰のため、前記瓢箪山の上に碑を建立した。これこそが海老名村憲政碑にほかならない。十月一日午前、

元内相望月圭介、衆議院議長秋田清、文相鳩山一郎、商工相中島久萬吉、政友会幹事長山口義一、神奈川県知事横山助成をはじめ遺族来賓約五百名が参列し、まず胎中邸に隣接する曹洞宗金竜山常泉院で法要があり、ついで碑の除幕式が挙行された。海老名村長望月珪治の開会の辞に続いて、胎中の孫の胎中敬が覆い幕を取り除くと、秋田の筆で大書刻まれた、高さ三百十cm、幅百二十cmの石碑が姿を現した(写真①参照)。

この碑の裏面には左記文章が刻まれていた(原文は旧字)。
我国ノ憲政ハ欽定憲法ノ発布ニ依リ明治二十三年ヲ以



写真① 海老名村憲政碑

テ創マルト雖モ之カ有終ノ美ヲ濟サシムヘキ政党ノ勃興ハ夙ク既ニ機運ヲ現ハシ夫ノ国会運動ハ即チ其先驅タリ而シテ明治十四年国会開設ノ大詔下ルヤ先ツ自由党組織セラレ翌年ハ改進黨結成シテ共ニ藩閥政府ニ迫ルト雖モ爾來兩党ノ対立抗争ハ政府ノ乗スル所トナリ議會開カルルモ其勢力ハ二分サレテ直ニ藩閥政府ヲ倒壞スル能ハス加フルニ政府ハ屢々議會ノ解散ヲ敢テシ兩党鷓蚌ノ争ニ漁夫ノ利ヲ収ムルヲ以テ其常トセリ斯ノ如キ状勢ノ下ニ在リテ自由党ノ先輩ハ生命ヲ堵シ財產ヲ抛チテ力戦シタルモ議會ニ過半数ヲ制シ得ヌ時ニ反對党ト提携シテ所志ノ貫徹ヲ図ルコトアリシモ多クハ失敗ヲ免レス此間ノ苦心ハ筆舌ノ能ク現ハス所ニ非ラサルナリ我神奈川県ノ有志ハ石坂昌孝村野常右衛門森久保作蔵ノ諸氏ヲ始メトシ相率イテ或ハ中央ニ或ハ県地ニ多年其奮闘ヲ続ケ憲政ノ發達ニ尽セル功勞真ニ偉大ナルモノアリ若シ夫レ藩閥政府排撃ノ一事ニ至リテハ改進黨ノ諸氏固ヨリ態度ヲ同シウス亦以テ其功ヲ思フヘキナリ国会開ケテ既ニ四十余年憲政ノ運用ニハ尚ホ遺憾ノ点少ナカラス殊ニ近時政党否認ノ声ヲ聞クニ至テハ是等先輩ニ対シ深ク慚愧ニ堪ヘサルナリ茲ニ憲政碑ヲ建ツル所以ハ聊カ先人ノ功績ヲ表スルト共ニ後ノ人之ニ依テ先人ノ志ヲ偲ヒ以テ我憲政ノ為ニ奮起

セムコトヲ希フニ在リ矣

紀元二千五百九十三年 昭和八年十月

後進 胎中楠右衛門

静波 関田昌佑謹書 印 印

石工 前場直治

碑文では、我が国の憲政史を明治初年の国会開設運動から説き起こし、自由・改進黨の藩閥政府に対する苦闘の歴史と、その中で石坂・村野・森久保といった神奈川県有志が多年にわたり献身犠牲の精神を以て憲政の發達に果たした功績を顕彰している。そして国会開設から四十余年後、憲政の運用になお遺憾な点が少なくないことや、政黨否認論までが表明されていることは、これらの先輩に対して慚愧に堪えないとし、後進がこの碑によつて先人の志を偲び、我が国憲政のために奮起することを希望している。

ついでモーニング姿に威儀を正した胎中が挨拶に立った。彼は我が国の憲法は明治天皇が欽定した「不磨の大典」であり、その憲法が嚴存する以上、政黨による議會政治の運用は自然の必要であるから、天皇欽定の憲法政治を呪詛することは、「乱臣賊子」にほかならないと断罪した。その上で胎中は次のように憲政碑建立の目的を述べている。

憲法發布されてより約半世紀の間、如何に多くの先人が憲政の擁護濟美の為に尊き犠牲を払つてゐるか。

手近などころでも、犬養毅、濱口雄幸、井上準之助が殺されてゐる。少しく週れば原敬然り、星亨然り、更に週れば、伊藤博文また然りである。

試みに之れを殉国犠牲の社会とせられる軍人の方面に对照して見れば、大将、中將の如き軍隊の首脳にして戦争に死んだ者が果して何人あるか。国運を賭した日清・日露の二大戦役に於てさへ、大将、中將の誰れが戦死してゐるだらうか。

然るに政治家にありては、斯くの如く其の棟梁級が犠牲になつてゐる。(中略)

而かも此等尊敬すべき憲政上の犠牲者に対しては、殆んど何等酬られる途は作られてゐない、軍人には恩給もあれば、勲章もあつて、その功労は酬められ、遺族の扶助さへも保障されてゐるが、政治に関係して、多大の犠牲を払つてゐる人々には、それが無い。此の一事から見ても、有志政客の立場は愈よ敬仰すべきである。(中略)

軍人にして国のために戦死した者に対しては、各地に忠魂碑が建てられてゐる。之れは軍人の勲功に対して、固より当然のことであるが、それと同じやうに、政治運動において功労ある人のために、記念碑の建設も亦当然必要のこと、信ずる。

此の趣旨に基づき、私は先づ請ふ、隗より始めよの念を以て、我が神奈川県下において、政治運動に関係し、憲政の發達に貢献せられた先輩のために、憲政碑を建て、その功勞を紀念すると共に、後の人が、それ等先人の志を継ぎ、憲政有終の美を濟すべく奮起せられんことを希ふことにしたのである。

これに対して各來賓が式辞や所感を寄せたが、いずれも憲政碑の建立を讃え、今後とも国家と憲政の發達向上のため一致協力して邁進せねばならないと訴えた。続いて各來賓が祭文を奉じ、初代衆議院議長中島信行の長男である中島久萬吉が遺族を代表して感謝の挨拶を述べ、正午に式を閉じた。午後からは政友会代議士伊藤仁太郎（痴遊）の講演や余興があり、全村を挙げての賑わいであった、と、地元新聞はこの日の模様を写真入りで伝えている。

翌年一月、胎中が同志議員とともに国政一新会を結成し、政党更正運動を展開した点から見れば、海老名村憲政碑の建立はまさにその出発点と捉えることができよう。なお、この憲政碑建立が刺激となつて、長野県その他にも同様の企画ができたという。

三 胎中楠右衛門の政党更正論

昭和九年一月十八日、木暮武太夫、木村正義、船田中が

發起人となつて政友会の有志議員三十余名により政治革新を目的とする国政一新会が結成された時、胎中は座長兼世話人としてこれに参加した。彼らは毎月一回の割合で定例会を催し、翌々三月には国政革新のための政治・経済・日本精神宣揚に関する三大綱領を採択した。とりわけ第一の政治革新綱領では「一、立憲政治の確立 我が立憲政治を紛淆又は変革せんとする一切の行為を排撃す。二、政党の機構及活動の是正 政党は自然的必然的社会現象にして、立憲政治の完成は政党の革正にあることを認識し、其の機構及活動を是正す」⁽¹²⁾ ることなどを唱っていた。胎中らは右決議を直ちに政友会幹部に進言し、当時の議会中に実現できるものから逐次実行に移すことを申し合わせている。そして一年後には機関誌『国政一新論叢』を発行、以後胎中はその編集委員の一人として同誌を通じて広く会の政見を内外に表明してゆく。

だが、政党の革正という胎中らの願いも空しく、海老名村憲政碑除幕式の参列者のその後が示すように、既成政党の混迷はなおも続いた。すなわち鳩山、望月、山口らは齋藤実内閣への対抗上、民政党との連携運動を開始するが、これが幹旋役の中島はいわゆる「足利尊氏」論筆禍事件で商工相を辞任した⁽¹³⁾。また鳩山も綱紀問題で失脚、その善後措置をめぐって望月も政友会総裁鈴木喜三郎と衝突し、各

方面の慰留で最終的には撤回したものの、昭和九年二月十九日議員辞職を表明した。⁽¹⁴⁾さらに碑の題字を揮毫した秋田に至っては、松岡洋右を中心とする既成政党的の解消運動に呼応し、同年十二月十二日、突如政治上の過去一切の清算と出直しを声明して政友会の党籍を離脱、同時に衆議院議長の職を辞した。⁽¹⁵⁾

しかし何よりもまず、政党的の更正を高唱していた胎中その人が、同年十二月九日、「六十を二十日余して冬籠り」の一句を残して突如衆議院議員を辞職してしまったのである。⁽¹⁶⁾その理由について彼は多くを語っていないが、新聞は政友会の投じたいわゆる「爆弾動議」に原因があると報じた。爆弾動議とは、同月五日、第六十六回臨時議会の衆議院第五回予算委員会において、政友会代議士東武が昭和九年度追加予算・昭和十年度予算のほかに、少なくとも一億八千万円の歳出を追加計上し、次回議会の冒頭に提案することを政府が言明するまで審議を休憩するとの動議を提出、政友会がこれを多数で可決したものである。これは、政府予算が単なる風水害に対する緊急予算に止まって徹底的な農村匡救予算となっていないことへの政友会の不満に端を発していた。だが政友会は新聞の批判、党内対立と、解散への懸念から爆弾動議を撤回し、岡田啓介内閣との妥協に走ったのであった。⁽¹⁷⁾

胎中は辞職後に発表した談話の中で、爆弾動議を政府の強硬姿勢に直面していても簡単に撤回してしまったこと、並びに関係者の謝罪・引責さえもないことが、政友会の威信を失墜させたと糾弾した。その根源を、彼は今日の政党的の精神的な退嬰萎縮、一部代議士の素質低下という点に帰した。その上で胎中は「昔の先輩は所信に向つては身命も辞せなかつた。沉んや解散をやである。此気魄氣位が無くては政治家たり代議士たるの資格はない」といい、「政治家は今に於て猛省し蹶起すべきである」と訴えた。⁽¹⁸⁾彼は政友会への愛党精神ゆえに、立党以来幾多の先輩・同僚が多額の犠牲と心血を注いで築き上げた党の信用失墜を看過できなかった。だからこそ胎中は、議員は辞職しても脱党はせず、したがって既成政党的の解消、新党樹立への動きに批判的な眼差しを向けながら、国政一新会の座長として活動し、政党的の革新と更正を主張し続けることとなる。そして昭和十一年二月の第十九回総選挙に当選し、政界復帰を果たしたのであった。

では、胎中のいう政党的の更正とは、如何なる内容であったのか。同年十一月、政党的政治と議會政治の存亡の危機を憂えた彼が、朝野の有力者三千名に配布した『政党的の更正を説いて時務に及ぶ』と題する著作では、維新以来幾多の先人、代議士・政党的人が国民民福を念じて自ら家産の尽き

るのも意とせず、命がけて憲政のために奮闘してきたことに思いを馳せ、この「献身犠牲の国士」としての本来の使命を果たすためには、「国民の幸福増進はいふに及ばず、世界の文化向上、全人類の幸福増進の爲め正を行ひ、義を遂ぐるの哲人的信念を持つ人」の出現が望まれていた。しかし同時に彼は、国民全体が投票権という参政上の自覚に徹し、政界の浄化と国運民命の高揚を図るべきであるとも提唱した。このように胎中は明治憲法下の政党政治を最善の制度と捉え、政党と政党政治家には「广大無辺なる愛国済民的精神気魄」を求め、また国民にも政党政治への理解と協力を望んだのである。そして議會政治の高揚と、国民意思を代表代弁する政党の言議の採用によって、挙国一致、全国民一丸となって国内外の時艱を克服すべきであると説き、これが達成のために自ら犬馬の勞をとる覚悟であると表明した。⁽¹⁹⁾彼のこうした意見は少なからず反響を呼び、時の蔵相馬場鍬一が閣議の席上で絶賛したといわれている。⁽²⁰⁾

四 浅草本願寺憲政碑の建立

海老名村憲政碑建立後も胎中は毎年慰霊祭を催すことによつて、⁽²¹⁾神奈川県下の憲政功労者を記念し、またその志を継いで憲政有終の美をなす縁としていたが、かねてから「これは全国的に当然行はれて然るべきことだと思ふ」と公言

していた。昭和十二年四月の第二十回総選挙に僅差で敗れてから、その思いはますます強くなっていったようである。⁽²³⁾四囲の情勢も、前年には二・二六事件によつて元政友会総裁高橋是清が暗殺される一方で、十一月には帝國議會新議事堂の竣工式典が盛大に挙行され、⁽²⁴⁾さらに翌十三年二月十一日には憲法発布五十周年祝賀祝典が控えるなど、胎中の決断を促しているかのようにであった。ここに胎中は再び自ら発つて、全国の憲政功労者を合祀する新たな憲政碑を建立しようとして決意し、海老名村別邸に設けた憲政功労者慰霊会を浅草本願寺に移したのである。この浅草本願寺こそ、明治八年政府と国民との意志疎通を目的に設置された地方官會議の第一回会合の舞台であつて、まさしく「我國憲政發祥の靈地」⁽²⁵⁾といえる場所であつた。

胎中の企図に対しては大日本相撲協会の藤島秀光（第三十一代横綱・常ノ花寛市）、伊勢ヶ濱勘太夫（元関脇・清瀬川敬之助）らが全面的支援を申し出た。また石材は、問屋青木庄太郎によつて宮城県雄鹿郡稲井村の仙台石が調達された。これは全長六百三十六cm、幅二百二十七cm、厚さ四十二cm、重量一万六千八百七十五kgで、海老名村憲政碑の二倍以上に当たる巨大なものである。さらに台座石は茨城県筑波山小目花崗岩を、玉垣石は同じ茨城県の稲田花崗岩を、それぞれ浅草本願寺に輸送した。碑石を入手するや、胎中



写真② 浅草本願寺憲政碑

は、題字については憲法起草者にして唯一健在の枢密顧問官金子堅太郎に、また自ら起草した碑文は楷書で著名な書家の松本芳翠にそれぞれ揮毫を依頼した。⁽²⁶⁾そして碑石完成後の昭和十二年十一月三日、浅草本願寺総門左脇を建立地と定め、関係者とともに定礎式を挙行した。

こうして事業は着々進捗し、第七十三回帝国議会召集前の十二月二十三日、午前十時より貴族院議長松平頼壽、衆議院議長小山松壽、内閣参議前田米蔵、元内相望月圭介のほか、民政党から総裁町田忠治、幹事長小泉又次郎以下、政友会から代行委員島田俊雄、幹事長松野鶴平以下の政党

人、全国より上京した議員・諸公有志二百余名が列席する中、除幕するに至った。海老名村憲政碑の除幕式を政友会の有志で挙行し、神奈川県下の憲政功労者を顕彰・慰霊してから四年余り、ここに内閣・貴衆両院・政民両党をはじめ党派や立場を超えた諸志が集い、全国の憲政功労者を顕彰・慰霊する瞬間を迎えたのである。時に胎中、六十一歳であった。

この日、海老名村憲政碑の時と同じく孫の胎中敬によって引幕の紐が切られると、総高七百五十七cmの憲政碑がその威容を見せた(写真②参照)。

この碑の裏面には次のような文章が刻まれていた(原文は旧字)。

我国ノ憲政ハ明治二十三年欽定憲法ノ發布ニ依リテ
創マルト雖モ 之ガ有終ノ美ヲ濟サシムベキ政党運動
ハ夙ニ行ハレ所謂国会運動ソノ先駆タリ 明治十四年
国会開設ノ大詔下ルヤ先ヅ自由党组織セラレ 翌年ニ
ハ改進黨結成シテ共ニ憲政ノ確立ニ励ム スクテ憲法
發布以來此ニ四十有余年 之ヲ外ニシテハ国ヲ賭シテ
外敵ト戦フコト数次 未ダ曾テ国内人心ノ一致ヲ破ラ
ズ 敵愾ノ士気常ニ新鋭ヲ加ヘテ国威ヲ顕揚シ 之ヲ
内ニシテハ文化駸駸トシテ經濟産業ノ勃興セル 學術
技芸ノ蔚然タル 共ニ是レ憲政施為ノ賜ニ外ナラス

憲政ノ我邦ニ貢獻スル亦甚大ナリト謂フ可シ

頃者動モスレバ議ヲ作スモノアリ 曰ク如今非常時
二際シ公ヲ忘レ私ヲ營ムノ政党ハ國家ノ蠹害ナリト
何ゾ識ラザルノ太ダシキヤ 自由 改進黨ノ兩党以來

政黨政治家ガ生命ヲ賭シ家産ヲ糜シテ憲政ノ為ニ力闘
シ來レル蹟ヲ顧レバ誰カ能ク涙無キヲ得ム 板垣伯ニ
岐阜ノ遭難アリ 大隈侯ハ隻脚ヲ奪ハレ 星亨氏ハ刺
サレ 伊藤公ハ哈爾賓馱頭ノ露ト消エ 原敬氏ハ刺殺
サレ濱口雄幸 井上準之助ノ両氏ハ撃タレ 犬養毅氏
ハ五・一五事件ニ犠牲トナリ 高橋是清翁ハ二・二六
事件ニ射殺セラレタ 若シ夫レ 多年幾多ノ政黨政治
家ガ ヨク清節ヲ守リ國事ニ尽シ マタ無数ノ有志ガ
財産ヲ傾ケ身命ヲ抛ツテ憲政ニ貢獻セルヲ憶ヘバ 國
家ノ給与ニ衣食セルモノ□□□トハ同日ノ談ニアラズ
シテ真ニ追惜敬仰ニ禁ヘズ

茲ニ憲政碑ヲ建ツル所以ハ聊カ先人ノ功績ヲ表スル
ト共ニ後人ノ之レニ依ツテ先人ノ志ヲ偲ビ 以テ我憲
政ノ為ニ奮起セムコトヲ希フニ在リ矣

紀元二千五百九十七年昭和十二年六月

後進 胎中楠右衛門

芳翠松本英書

この碑文の枠外には、後援者である財団法人大日本相撲

協会の代表の藤島秀光・谷内庄太郎・伊勢濱勘太夫に加え、
碑の建設施工者である青木庄太郎・山本亀吉（石工）・佐
藤宮太郎（基礎）・岩淵亀吉（建方）の名前も刻まれていた。

右碑文では海老名村憲政碑の碑文内容を踏襲発展させて、
我が国の軍事・文化・経済・学術各方面に対する憲政の貢
献を高唱しつつ、この時期の政党不要論に 대응するに、憲政
発展のため犠牲となつた板垣・大隈・星・伊藤・原・濱
口・井上・犬養・高橋といった先覚政黨政治家の献身的功
績を顕彰することを以てし、さらに後進の奮起を促してい
る。碑文中に三字分欠字があるが、胎中の回想によれば、
当初警視庁から「板垣伯ニ岐阜ノ遭難アリ」から「二・二
六事件ニ射殺セラレタ」までの部分を削除するよう求めら
れたものの、彼は「文章が悪ければ如何様にも直しませ
う、あなたの方で斯うせい、あ、直せといふことならば直
しても宜いが、併し若し事実を否定するやうなことであつ
たら、私にも考えがありますぞ」と主張して譲らなかつた。
その後再び警視庁に呼ばれたところ、今度は「國家ノ給与
ニ衣食セルモノ之奉公トハ同日ノ談ニアラズ」という部分
の削除を求められ、押問答の末、遂に「之奉公」の三文字
だけ削除したという。胎中の思いを込めた碑文は、官憲に
よつてその変更を余儀なくされていたのである。

除幕に引き続き、胎中が挨拶に立ち、参列者と後援者に

謝意を表し、憲政碑への合祀者が二千二百七十二名であること、遺漏者を追加する予定であること、「我国憲政に縁り深く、公論衆議の発祥地」である浅草本願寺に建碑できたことは欣びに堪えないと述べた。そして参列者に配布した「憲政碑建立趣旨」において胎中は、海老名村憲政碑除幕式の挨拶と同じく、欽定憲法下における日本国民の憲政の済美への努力義務を述べた上、次のように憲政碑建立の意味を結論づけたのである。

私が予ねてより念願とする憲政功労者の建碑計画は、世にありふれた功労者その人を表彰する意味以外、更に之れによつて国民の憲政と政治家に対する認識を深からしめ、その上に、将来有為の政治家の出現蹶起と、健全なる政党の活躍を誘引促進する機縁とし、仍つて以つて憲政済美の一助たらしめたいと思ふのである。⁽²⁸⁾

ついで欠席の首相近衛文麿に代わつて鉄道政務次官田尻生五が祝辞を朗読、また松平・小山の両院議長、政民両党をはじめ各来賓がそれぞれ式辞や所感等を述べた。近衛の祝辞は先覚功労者に満腔の敬意を表した上、その英霊による憲政の前途の加護を祈り、その他の来賓いずれも胎中の企図を賞讃、また除幕式を祝賀し、今後も国家と憲政の発達のため一致協力することを高唱したのであった。

挙式後、特に上京した東本願寺大法主大谷光暢が衆僧三

十余名を随えて碑前に特設された祭壇に出席し、当日参集した朝野の政客や遺族ら千余名とともに、合祀者二千二百七十二名の散華式を営んだ。さらに本堂内で第一回慰霊追悼法会を執行し、午後一時に終了した。この日の『読売新聞』夕刊は写真入りで除幕式の模様を報じ、また政友会の機関誌『政友』も「議會召集日を前に、憲政昂揚の一機縁を現出した」と伝えている。⁽²⁹⁾そして翌昭和十三年一月、慰霊者原簿の整理を行つて『憲政碑と其の合祀者』を刊行し、将来憲政功労者が他界した際は、なるべく速やかに衆議院事務局庶務課に通知するよう訴えた。

年次合祀法要は昭和十四年から政民両党により営まれたが、昭和十六年からは衆議院の主催となり、同年三月二十日に一回目の憲政功労者慰霊祭が執行された。⁽³⁰⁾しかし太平洋戦争突入以降、慰霊祭は取り止めとなった。その後戦災により浅草本願寺の伽藍は灰燼に帰したが、憲政碑は焼失を免れ、今もなお境内にあつてその威容を誇っている。

むすびにかえて―新体制運動への抵抗―

昭和十五年七月二十三日、前日組閣した首相近衛文麿は「大命を拝して」と題する放送の中で、政党の立党精神が日本の国体と相容れず、またその政権争奪という目的が立法院における大政翼賛に見合わないと指摘し、政党の解消

と新体制の樹立を提唱した。これに対して八月十日、胎中は長文の書翰を近衛に呈して新体制運動に反対を表明している。その中で胎中は、浅草本願寺憲政碑除幕式に近衛が寄せた祝辞の一節を引用した後、曰く、

即ち閣下は約二年半前に於ては、極めて常識に富める政治家として憲政先覚者の功績を充分に認めたまへるにあらざるや、然るに今や之れを国体と相容れざる乱臣賊子と見なさる。閣下の御心境はいかにして斯くも変化したまへるや。

と。そして「今や、畏くも、明治大帝の創始したまへる憲政の大道より踏み迷ふて前人未踏の道を発見せんと努め給ふ。あ、危い哉、閣下の前途、否閣下の御一身は兎に角として、上御一人に対し奉り、又下万民に対して、万死尚償ふ能はざる危地に皇国を導くにあらざるやを憂慮仕候。左れば閣下の新体制樹立には、天下皆共鳴すると雖も、小生一人は絶対に共鳴致さざる事を茲に申上げて、閣下の御反省を希ふ次第にて候⁽³⁾」と結んでいる。

憲政碑の建立を歴史上の一エピソードとして片付けてしまふのは簡単である。しかし胎中の政党更正運動に照らすならば、海老名村憲政碑と浅草本願寺憲政碑はその出発点と到達点を意味するモニュメントにほかならなかった。胎中は憲政碑建立と憲政功労者慰霊祭によって、国民の政党

政治への理解と、批判に曝されていた政党政治家の猛省甦起、ひいては政治主体としての政党の更正による政党政治の復活を訴えた。ここに、憲政功労者の「慰霊」を通じた政党政治「再生」への熱烈な期待と試みを看取することができる。

しかし歴史的に見れば、憲政碑は近代日本政党政治の「墓碑」となったといえなくもない。胎中の望みとは裏腹に、我が国の政党政治は軍部が台頭する中で衰退の一途をたどり、各政党は新体制運動に呼応して相継いで解党、ここに政党政治の再生は、終戦後を待たなければならなくなったのである。

註

(1) 諸橋漱次『大漢和辞典』巻八、大修館書店、昭和三十三年、三七三～三七四頁。

(2) 日本国語大辞典第二版編集委員会小学館国語辞典編集部編『日本国語大辞典 第二版』第十一巻、小学館、平成十三年、一〇七、一一六頁。

(3) 浅草本願寺は、京都東本願寺の教如上人によって天正十九年（一五九一）創建された江戸御坊光端寺を前身とする。現在は大谷派から分離独立して浄土真宗の単立寺院東本願寺となっている（首藤善樹「東京本願寺」、国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第十巻、吉川弘文館、平成元年、七〇頁）。

(4) 胎中楠右衛門『憲政碑と其の合祀者』、憲政功労者慰靈會、昭和十三年。山本熊太郎編『胎中楠右衛門氏の片鱗』、安久社出版部、昭和十七年、六五～九五頁。小笠原義雄『淺草本願寺史』、淺草本願寺、昭和十四年、二二二～二三四頁。鯨岡兵輔『憲政の碑』、鯨岡兵輔、昭和六十一年、三～一頁。「栄光と悲哀の政治史 ● 政党人の意地を刻んだ」壮士、政治家 胎中楠右衛門と二つの『憲政碑』、『国会画報』平成三年二月号、一二～一七頁。児島銚造『郷土の史料』、海老名町教育委員会、昭和四十五年、一八七頁。神奈川県民部県史編集室編『神奈川県史 別編 1 人物』、神奈川県、昭和五十八年、四四四頁。大畑哲『郷土にみる近代黎明期の群像(下)』、『えびなの歴史—海老名市史研究—』第六号、平成六年、四一～五三頁。飯田孝『相模人国記 厚木・愛甲の歴史を彩った百人』、市民かわら版社、平成十二年、一九五～一九七頁。松本和也『東京史跡ガイド⑥ 台東区史跡散歩』、学生社、平成四年、一六八頁。

(5) 兩宮光孝氏所蔵「昭和七年(一九三二)一月 胎中楠右衛門の立候補推薦状、立候補宣言」、海老名市編集発行『海老名市史 5 資料編 現代』、平成十七年、一五六～一五八頁。

(6) 『胎中楠右衛門氏の片鱗』、一〇五～一〇八頁、真鶴町史編さん委員会編『真鶴町史 通史編』、真鶴町、平成七年、五九一～五九四頁などを参照。なお、真鶴町には胎中の尽力を顕彰した水道記念碑、真鶴漁港碑、胎中楠右衛門君胸像、胎中楠右衛門代議士頌徳碑がある。

(7) 『胎中楠右衛門氏の片鱗』、一、一一八頁。

(8) 胎中楠右衛門墓誌(東京都多磨霊園十二区二種十六側二一八・二十九番)。

(9) 海老名市役所所蔵「昭和八年(一九三三)十月 胎中楠右衛門の憲政碑除幕式における挨拶」、前掲『海老名市史 5』、九一～九三頁。なお、『胎中楠右衛門氏の片鱗』、六六～六八頁を参照。

(10) 昭和八年十月二日付『横浜貿易新報』第二面。

(11) 『胎中楠右衛門氏の片鱗』、七四頁。

(12) 『国政一新論叢』第七輯、昭和十年九月、一～四頁。

(13) 中島久萬吉『政界財界五十年』、大日本雄弁会講談社、昭和二十六年、二〇〇～二二一頁。

(14) 望月圭介刊行会編『望月圭介伝』、羽田書店、昭和二十年、四〇二～四〇六頁。

(15) 吉田弘苗編『秋田清』、秋田清伝記刊行会、昭和四十四年、五四〇～五四六、五五六～五六四頁。

(16) 衆議院憲政記念館所蔵「衆議院秘書課事務日誌」昭和九年十二月九日条。『胎中楠右衛門氏の片鱗』、九五～九六頁。

(17) 須崎慎一「国体明徴運動と軍部の進出」第六六回帝國議會会々第七〇回帝國議會会、内田健三・金原左門・古屋哲夫編『日本議會史録』第三卷、第一法規出版、平成三年、二〇六頁。

(18) 昭和十年三月三十日付『土陽新聞』、『胎中楠右衛門翁の片鱗』、九六～一〇二頁所収。

(19) 胎中楠右衛門「政党の更正を説いて時務に及ぶ」、安久社、昭和十一年、一～三九頁。

(20) 『胎中楠右衛門翁の片鱗』、一〇四頁。

(21) 昭和十一年九月十五日付長谷川彦太郎宛胎中楠右衛門憲

政碑年次慰霊祭案内状、昭和十二年九月二十五日付同案内状、大和市教育局社会教育課文化財保護担当編『大和市文化財調査報告書第79集 下鶴間の長谷川家資料総合報告書 ■目録編3 ■』、大和市教育局委員会、平成十三年、一四二頁。

(22) 『政党の更正を説いて時務に及ぶ』、一六頁。

(23) 衆議院事務局『第二十回衆議院議員総選挙一覧』、昭和十二年、三三、三六、四一頁。

(24) 宮繕管財局編『帝国議会議事堂竣工式典記録』、非売品、昭和十二年、一頁。

(25) 『政友』第四四七号、昭和十三年一月、四一頁。『憲政碑と其の合祀者』、一五頁。

(26) 松本芳翠『臨池六十年』、二玄社、昭和三十七年、二八二頁。

(27) 『胎中楠右衛門氏談話速記』第一回、昭和十四年七月五日於胎中楠右衛門氏邸、広瀬順昭監修・編集『近代未刊史料叢書1 憲政史編纂会旧蔵 政治談話速記録』第五卷(城泉太郎日記・紅秋隨筆談・胎中楠右衛門氏談話速記)、ゆまに書房、平成十年、二八八頁。

(28) 『憲政碑と其の合祀者』、一〇八頁。

(29) 前掲『政友』第四四七号、四〇頁。

(30) 前掲『衆議院秘書課事務日誌』昭和十六年三月二十日条。

(31) 『胎中楠右衛門翁の片鱗』、一一二〜一一七頁。

〔付記〕 本稿執筆に先立ち、本間陽子、向原崇英、西藤要子の各氏にお世話になった。記して謝意を表す。

(宮内庁書陵部編修課主任研究官)